

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………三
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 公 告
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………五
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出の取下げ……………六
- ……………(同)……………六
- 令和四年度消防設備士講習の実施……………(東京消防庁)……………六
- ……………(令和四年度(鳥しよ地区)防火管理講習及び防災管理講習の実施)……………(同)……………七
- 令和四年度(鳥しよ地区)危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………(同)……………七

告示

●東京都告示第九百七十六号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき日本橋室町一丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
 日本橋室町一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
 令和四年六月二十七日から令和十三年五月三十一日まで

三 施行地区
 中央区日本橋室町一丁目地内

四 事務所の所在地
 中央区日本橋室町一丁目八番三号

五 設立認可の年月日
 令和四年六月二十七日

六 事業年度
 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
 令和四年七月二十六日

●東京都告示第九百七十七号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年六月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日

武蔵村山市緑が丘千四百六十番一、同番五から同番十一まで、千四百八十五番一、同番四から同番十まで、千五百九十九番二、同番四、千六百十番、同番二から同番五まで、千六百十九番一、同番五から同番七まで、千六百三十八番、千六百六十六番、千六百七十五番一、同番三、同番四、千六百七十九番一、千六百九十一番、千六百九十三番一、同番七から同番十一まで、千七百三十二番一、同番三から同番十五まで、千七百五十七番六、千七百九十三番、千八百五十八番三、千八百五十九番一、同番三、千九百十三番四、同番八から同番十一まで、千九百十九番、同番二から同番五まで、千九百七十七番、同番二、同番三、千九百八十七番一、同番三、千九百九十三番一、同番八、二千番一、同番五及び同番六

二 認定計画書の縦覧場所
 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第九百七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

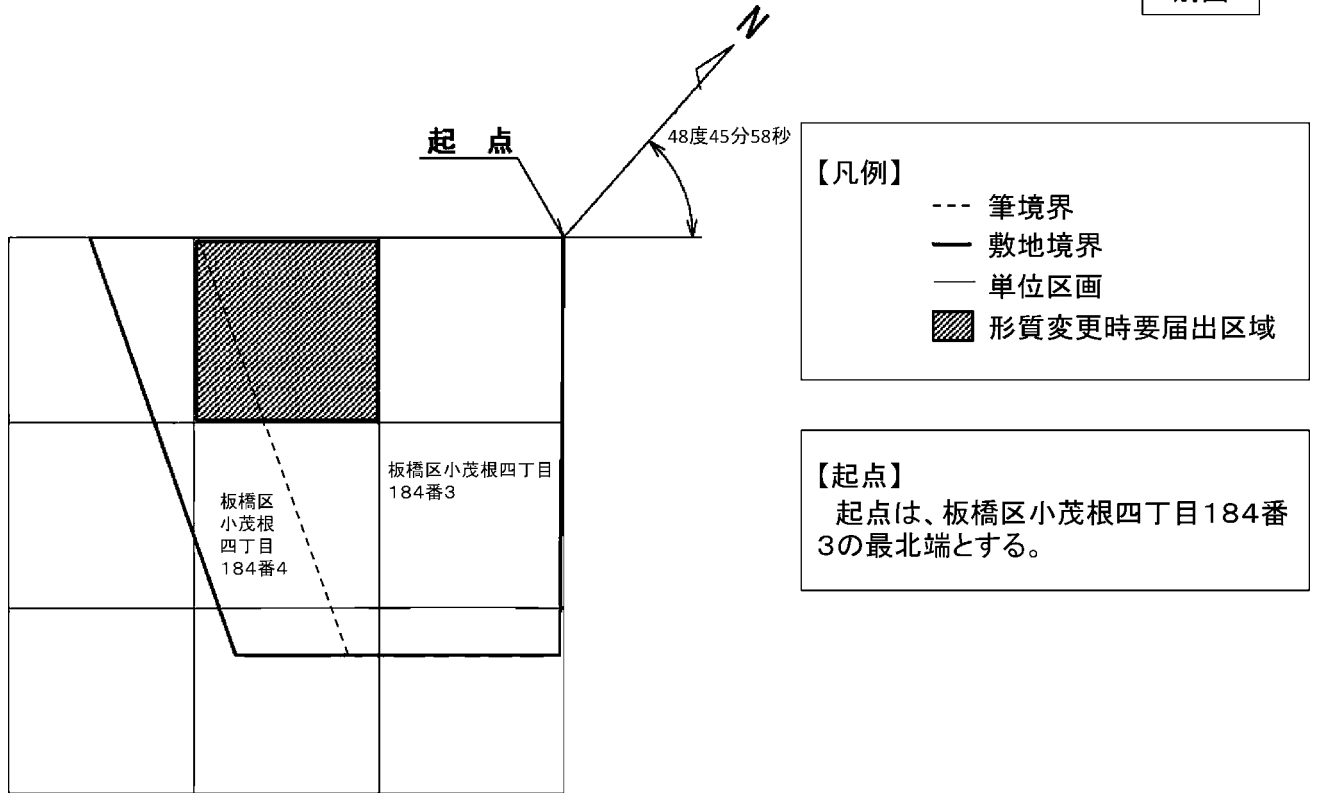
令和四年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区小茂根四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第九百七十九号

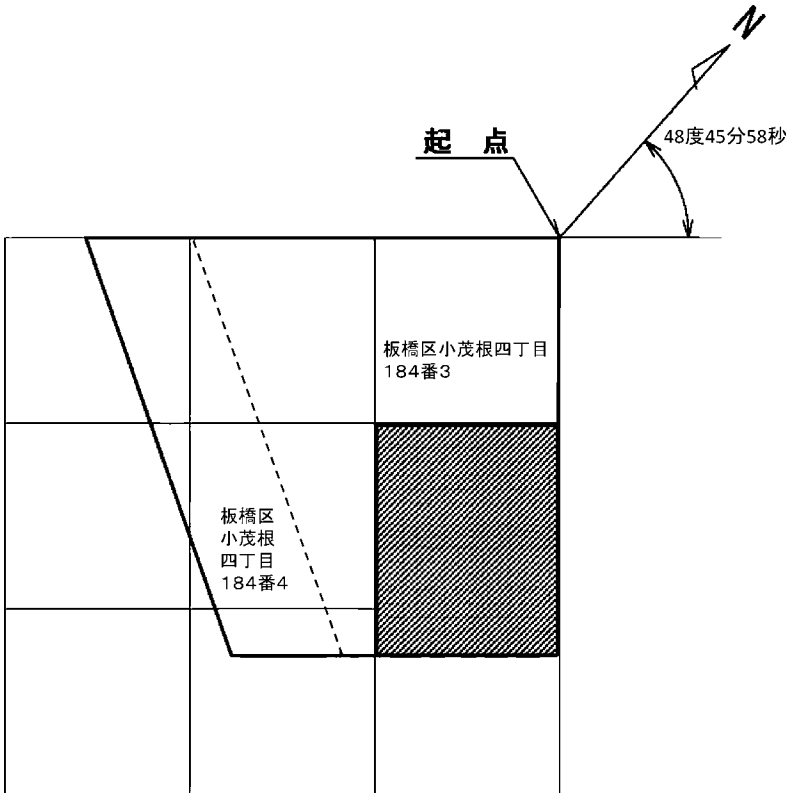
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（板橋区小茂根四丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 筆境界
- 敷地境界
- 単位区画
- 要措置区域

【起点】

起点は、板橋区小茂根四丁目184番3の最北端とする。

【格子の回転角度(48度45分58秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

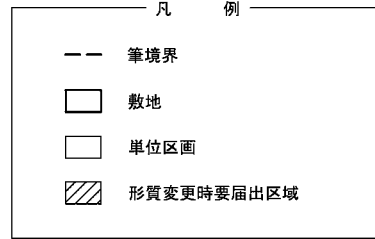
令和四年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森北
一丁目地内）

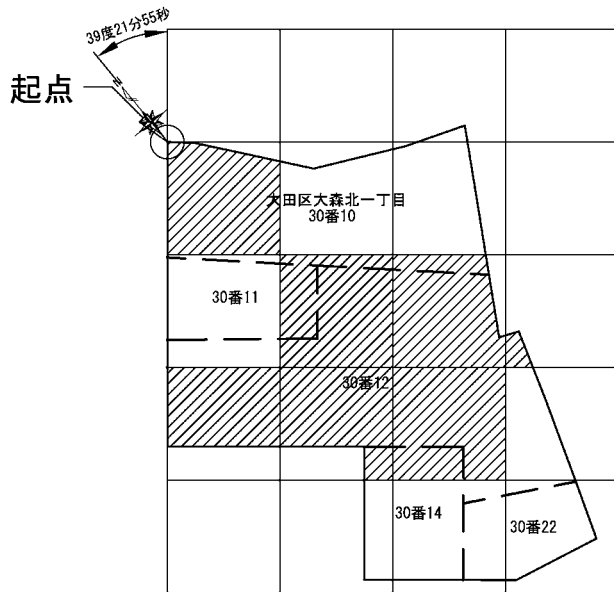
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化
合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
起点は、大田区大森北一丁目30番10の最北端とする。

【格子の回転角度（39度21分55秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年六月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

日野市西平山五丁目三十八番
二十一、同番六十七、四十番
二、同番十八から同番二十ま
で及び同番二十二(第一工区
・第二工区)
武蔵村山市学園五丁目四十一
番一及び同番二

許可を受けた者の
住所及び氏名
神奈川県横浜市中央区長者町
三丁目八番十三TK関内プ
ラザ二〇五号室
秀和商事株式会社
代表取締役 下田 秀秋

立川市羽衣町二丁目四番九
号

株式会社高木工務店
代表取締役 高木 明弘

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字
榎向中原七百六十四番十七の
一部、同番十八、同番十九、
武蔵村山市中原三丁目三番四
及び同番五

新宿区高田馬場三丁目四十
六番二十五号
アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

東久留米市柳窪二丁目二百三
十五番一、二百三十六番一、
二百三十七番一及び二百四十
番四

小平市学園東町三丁目七番
三号
川本電機株式会社
代表取締役 川本 稔

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店
舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団
体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団
体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年六月二十七日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するように提出してください。

令和四年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アニメイト池袋本店
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目二十番十号ほ
か
- 三 設置者名 株式会社アニメイトホルディン
クス
- 四 設置者住所 豊島区東池袋三丁目二番一号
- 五 小売業を行う者の
氏名又は名称 株式会社アニメイト
- 六 新設をする日 令和五年三月三十一日
- 七 店舗面積の合計 三千六百四十五平方メートル
- 八 駐車場の位置及び
収容台数 隔地 十五台
- 九 駐輪場の位置及び
収容台数 店舗内 九十四台
- 十 荷さばき施設の位
置及び面積 店舗内ほか 四十八平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管 店舗内 十六・三六立方メートル

施設の位置及び
容量

- 十二 小売業を行う者
の開店時刻 午前十時
- 十三 小売業を行う者
の開店時刻 午後九時
- 十四 来客が駐車場を
利用することができる
時間帯 午前九時三十分から午後九時三十
分まで
- 十五 駐車場の自動車
の出入口の数及び
位置 一箇所 隔地
- 十六 荷さばき施設に
おいて荷さばき
を行うことがで
きる時間帯 午前八時から午後七時まで
- 十七 届出日 令和四年六月七日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)
- 十九 縦覧期間 令和四年六月二十七日から同年十
月二十七日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日を
除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。
- 一 店舗名 (仮称)東池袋一丁目計画
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目十三番七ほか
- 三 設置者名 住友商事株式会社
- 四 設置者住所 千代田区大手町二丁目三番二号
- 五 小売業を行う者の
未定

氏名又は名称

六 新設をする日 令和五年五月三十一日

七 店舗面積の合計 二千六百七十六平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 隔地 三十六台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百四十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 六十九平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十四・六七立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十一時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 隔地

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

十七 届出日 令和四年六月七日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和四年六月二十七日から同年十月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を

除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出の取下げについて

令和四年二月一日付東京都公告（大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について）で公告した大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による池袋ビルに係る大規模小売店舗の廃止の届出については、令和四年六月九日付けで設置者から取下げの届出があったので公告する。

令和四年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

令和4年度消防設備士講習の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防設備士講習を次のとおり行う。

令和4年6月27日

東京都知事 小 池 百合子

1 講習区分及び受講対象者

(1) 講習区分

警報設備

(2) 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者

2 実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

令和4年9月7日（水曜日）

午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

3 受講申請の方法、受付期間、受付時間、受付場所等

(1) 窓口受付

ア 期間

令和4年7月1日（金曜日）から講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）

なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

イ 受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

ウ 受付場所

都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 電子申請

ア 申請方法

東京共同電子申請・届出サービスによる電子申請
イ 期間
令和4年7月1日（金曜日）から同月14日（木曜日）まで

なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。

ウ 申請先アドレス

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/>

<p>selMapdo</p> <p>4 問合せ先</p> <p>(1) 都内 (稲城市及び鳥しよ地域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)</p> <p>令和4年度 (鳥しよ地区) 防火管理講習及び防火管理講習の実施について</p> <p>消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同令第47条第1項第1号に規定する防災管理講習を次のとおり行う。</p> <p>令和4年6月27日</p> <p>東京消防庁 消防総監 清水 洋文</p> <p>1 講習の区分</p> <p>甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習</p> <p>2 受講対象者</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号) 第8条に基づく防火管理義務対象物の防火管理者として選任される予定のある者及び同法第36条に基づく防災管理対象物の防災管理者として選任される予定のある者</p> <p>3 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 令和4年9月17日 (土曜日) 及び同月18日 (日曜日) の2日間 両日とも午前9時から午後5時まで</p>	<p>(2) 実施場所 大高支庁第1会議室 大高町元町字赤禿90番地14</p> <p>4 受講申請の手続</p> <p>(1) 申請方法 東京共同電子申請・届出サービスによる電子申請</p> <p>(2) 申請先アドレス https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/selMapdo</p> <p>(3) 申請期間 令和4年7月1日 (金曜日) から同月14日 (木曜日) まで</p> <p>5 問合せ先 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)</p>	<p>及び移送取扱所)</p> <p>エ 第4区分 (地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所)</p> <p>オ 第5区分 (屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 令和4年9月4日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで 八丈支庁3階大会議室 イ 令和4年9月18日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで 大高支庁第2会議室 大高町元町字赤禿90番地14</p>
<p>令和4年度 (鳥しよ地区) 危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>令和4年6月27日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>1 危険物取扱者保安講習</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 第1区分 (給油取扱所)</p> <p>イ 第2区分 (製造所及び一般取扱所)</p> <p>ウ 第3区分 (屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所)</p>	<p>令和4年度 (鳥しよ地区) 危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>令和4年6月27日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>1 危険物取扱者保安講習</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 第1区分 (給油取扱所)</p> <p>イ 第2区分 (製造所及び一般取扱所)</p> <p>ウ 第3区分 (屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所)</p>	<p>及び移送取扱所)</p> <p>エ 第4区分 (地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所)</p> <p>オ 第5区分 (屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 令和4年9月4日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで 八丈支庁3階大会議室 イ 令和4年9月18日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで 大高支庁第2会議室 大高町元町字赤禿90番地14</p>
<p>2 消防設備士講習</p> <p>(1) 講習区分 避難設備・消火器</p> <p>(2) 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 令和4年9月3日 (土曜日) 午前9時から午後5時まで 八丈支庁3階大会議室 八丈島八丈町大賀郷2466番地2</p>	<p>2 消防設備士講習</p> <p>(1) 講習区分 避難設備・消火器</p> <p>(2) 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 令和4年9月3日 (土曜日) 午前9時から午後5時まで 八丈支庁3階大会議室 八丈島八丈町大賀郷2466番地2</p>	<p>及び移送取扱所)</p> <p>エ 第4区分 (地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所)</p> <p>オ 第5区分 (屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所 ア 令和4年9月4日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで 八丈支庁3階大会議室 イ 令和4年9月18日 (日曜日) 午前9時から午後1時まで 大高支庁第2会議室 大高町元町字赤禿90番地14</p>

<p>1 令和4年9月18日(日曜日) 午前9時から午後5時まで 大島支庁第2会議室 大島町元町字赤禿90番地14</p> <p>3 受講申請の手続</p> <p>(1) 申請方法 東京共同電子申請・届出サービスによる電子申請</p> <p>(2) 申請先アドレス https://www.shinsei1g-front.jp/tokyo2/navi/selMapp.do</p> <p>(3) 申請期間 令和4年7月1日(金曜日)から同月14日(木曜日)まで</p> <p>4 問合せ先 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)</p>		
<p>発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)</p> <p>郵便番号 163-8001</p> <p>定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)</p>		
<p>印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二一)五二〇一(代)</p> <p>郵便番号 113-0001</p>		

